― 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 ―

条例・規則名　　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号　令和８年 10 月９日・東京都規則第 158 号

第１　概要

１　改正理由

大気環境の更なる改善及び温室効果ガス排出量の削減に向け、自動車に起因する環境への負荷低減の観点から、環境性能の高い自動車の普及を加速させるため、低公害・低燃費車の導入に係る規定を改める。

２　改正内容

（１）規則第 16 条の２に定める、実績報告書の提出期限を、５月末日から６月末日に改める。

（２）規則第 17 条第３項に定める、特定低公害・低燃費車の導入義務率を 30%から 40%に改める。ただし、施行の日から令和 14 年３月 30 日までの間は、40%を 30%と読み替えて適用する。

（３）規則第 17 条第５項に定める、特定低公害・低燃費車のうち知事が別に定める乗用車の導入義務率を 20%から 50%に改める。ただし、施行の日から令和 14 年３月 30 日までの間は、50%を 20%と読み替えて適用する。

第２　施行日

令和９年４月１日

第３　問合せ先

環境局環境改善部自動車環境課

直通　03-5388-3462